

## 課外活動学長賞実施要項

平成 21年 1月 28日  
第9回学生生活支援委員会承認

1. 学生の課外活動の充実と更なる活性化を図ることを目的として、鳥取大学学生表彰規則（平成12年鳥取大学規則第24号）に該当しない活動であっても、特に優れた活動を行った学生団体等を表彰するため「課外活動学長賞」を制定する。
2. 表彰の基準は次のとおりとする。
  - (1) 全国の競技会及びコンクール等で入賞等高い評価を受けた者又は団体とする。
  - (2) 5団体以上が参加する地方の競技会、コンクール等で優勝等最も高い評価を受けた者又は団体とする。
  - (3) 課外活動を通じて本学に対する貢献が著しいと認められた者又は団体とする。
3. 被表彰団体等の推薦方法、決定方法等
  - (1) 自薦又は他薦とし、競技会等終了後速やかに行うものとする。
  - (2) 実績報告書及び参考資料に基づいて、学長が決定する。
  - (3) 対象とする期間は前期（4月～9月末）、後期（10月～3月末）分とし、表彰は年に2回行う。
4. 表彰状のほかに副賞（物品援助）を授与する。

### 附 記

1. この要項は、平成21年4月1日から実施する。
2. 鳥取大学課外活動学長賞（平成14年第284回補導協議会承認）は、廃止する。